

# いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

清明学院高等学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1、基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「<sup>しつけ</sup>躰教育」「個性に適応した教育」「ボランティア精神の育成」の教育方針のもと、日ごろより校訓の「強くあれ」「正しくあれ」「優しくあれ」の実践に努めている。

いじめは重大な人権侵害行為であり、本校の教育理念からも大きく逸脱した行為であるという認識のもと、ここにいじめ防止基本方針を定める。

### 2、いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3、いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、教務部長、生活指導部長、人権教育部長、各学年部長、養護教諭  
(生徒会・JRC 部長、進路部長)

#### (3) 役割

- ア、学校いじめ防止基本方針の策定
- イ、いじめ未然防止
- ウ、いじめの対応
- エ、教職員の資質向上のための校内研修
- オ、年間計画の企画と実施
- カ、年間計画進捗のチェック
- キ、各取り組みの有効性の検証
- ク、学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4、年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する

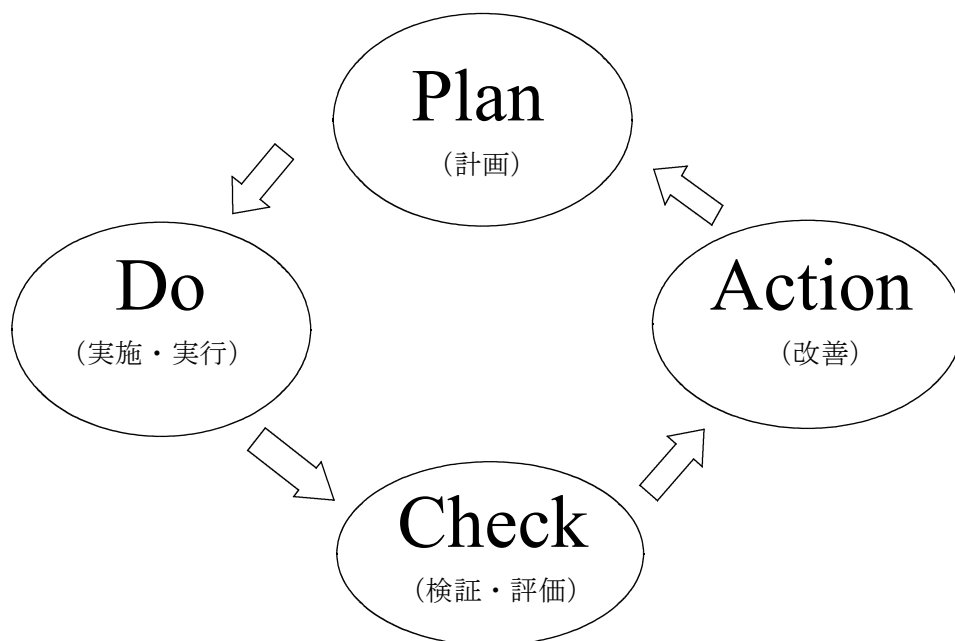
|    | 1年生                                                        | 2年生                                    | 3年生                                            | 学年全体                                                     |
|----|------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 4月 | 保護者・生徒への<br>相談窓口周知<br>新入生オリエンテーション時<br>・様々な人権問題の<br>基礎的な学習 | 保護者・生徒への<br>相談窓口周知                     | 保護者・生徒への<br>相談窓口周知<br>進路説明会時<br>・基本的人権の<br>再確認 | 第1回<br>いじめ対策委員会<br>(取り組みに対する<br>意思統一)<br>公開授業<br>PTA 懇談会 |
| 5月 | いじめ問題取り組み<br>クラス懇談会                                        | クラス懇談会                                 | クラス懇談会                                         |                                                          |
| 6月 | 文化祭<br>PTA 懇談会                                             | 文化祭<br>PTA 懇談会                         | 文化祭<br>PTA 懇談会                                 |                                                          |
| 7月 | 体育祭<br>3者面談<br>アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは)                     | 体育祭<br>3者面談<br>アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは) | 体育祭<br>3者面談<br>アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは)         | アンケートの<br>回収・検討<br>JRC トレーニングセンター                        |
| 8月 |                                                            |                                        |                                                |                                                          |
| 9月 | 障がい者の講演会                                                   |                                        |                                                |                                                          |

|      |                                    |                         |                         |                              |
|------|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|
| 10 月 | 人権映画の鑑賞                            | 人権映画の鑑賞<br>生活指導講演会      | 人権映画の鑑賞                 | 第 2 回<br>いじめ対策委員会<br>(進捗確認)  |
| 11 月 | 在日朝鮮人問題<br>アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは) | アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは) | アンケート調査<br>(安全で安心な学校とは) | アンケート回収・検討                   |
| 12 月 | 3 者面談                              | 海外修学旅行<br>3 者面談         | 3 者面談                   | PTA 懇談会                      |
| 1 月  |                                    | メール問題                   |                         |                              |
| 2 月  | 球技大会                               | 球技大会                    | 卒業式                     |                              |
| 3 月  | 3 者面談<br>PTA 懇談会                   | 3 者面談<br>PTA 懇談会        |                         | 第 3 回<br>いじめ対策委員会<br>(年間の検証) |

尚、学校に対する生徒個々の相談窓口は、生徒が相談しやすいと思われる教職員全般とする。  
(養護教員・相談員を含む)

#### 5、取り組み状況の把握と検証（PDCA サイクル）

いじめ対策委員会は、上記のように年 3 回の会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを PDCA サイクル（下図）に則った流れで行う。



## 第2章 いじめ防止

### 1、基本的な考え方

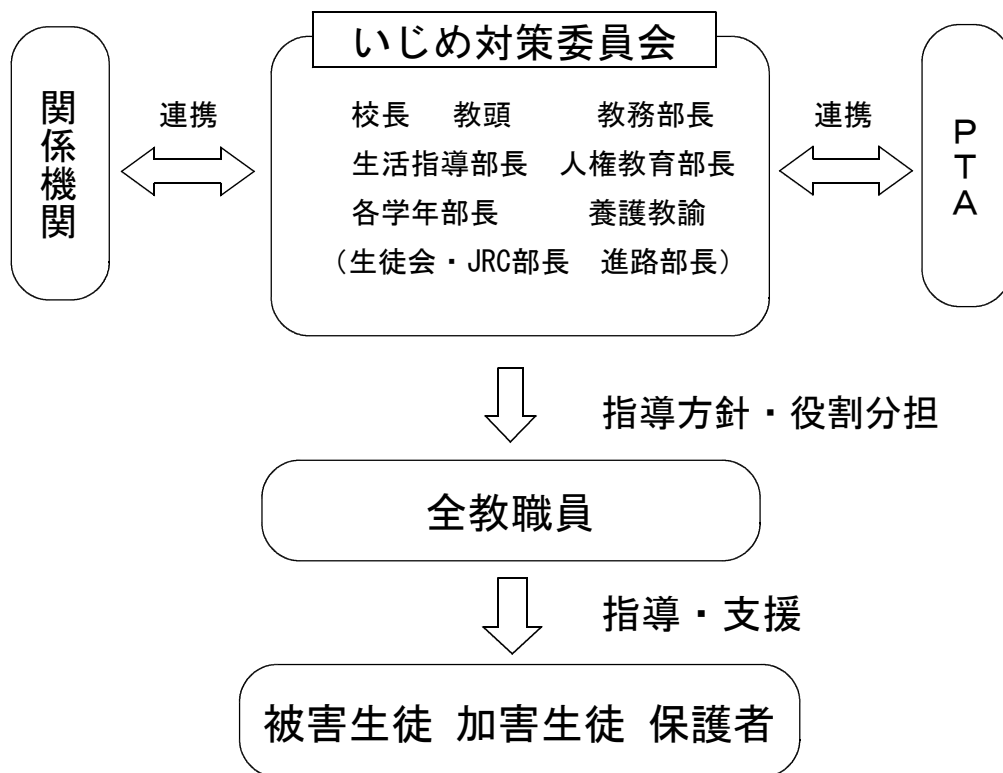
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、クラブ活動、その他総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめを未然に防止するためには、まずすべての教職員が「いじめは、学校内のどの集団（学級・クラブ活動 等）にも起こり得る」という認識を持って取り組む必要がある。

本校は、青少年赤十字団（JRC）に全校生徒が加盟しており、赤十字活動の基本である博愛・人道の精神のもと、人の命を尊重し、弱者に対するいたわりの心を持ち、広く国際理解に努めることのできる人材育成に努めている。そのような中、青少年赤十字活動の態度目標である「気づき」「考え」「実行」を心掛けることで、様々ないじめを未然に防ぐことができると生徒及び教職員全てがこれを認識し、積極的に取り組む必要がある。

### ● いじめ防止のための体制



## 2、いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめは学校内のどの集団（学級・クラブ活動 等）にも起こり得るものである。
- ② いじめは人として決して許される行為ではない人権侵害である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめられる側にも問題があるという見解は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、まずは教職員全員が生徒全員に愛情の念を持ち、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、青少年赤十字（JRC）活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい集団づくりを展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言葉や態度が子どもたちの心を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があるという事を理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声掛けが「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

また分かりやすい授業づくりや充実したクラブ活動を進めるために、各教員が自身の指導について研鑽し、また教職員間で互いの指導を見学し合うなどして、意見交換をしていくことも大切である。そのためには、互いに尋ねあったり、相談したり、気軽に話ができる職場づくりも大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業やクラブ活動等を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、クラスやクラブ内ではお互いを認め合える居場所づくりや絆づくりを心掛ける。また、規律正しい態度で授業や行事、クラブ活

動等に主体的に参加・活躍できるよう集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書、クラブ活動などで鬱積した気持ちを発散させたり、また誰かに相談したりできる体制を整える。そのような中、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員各々がいじめの構造を十分に理解し、生徒への声掛けが逆にその生徒の自尊感情を傷つけていないか、その生徒を集団の中で浮いた存在にしていないか等を日常的に確認し、また教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒全員が活躍でき、他者の役に立っていることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、社会からも認められているという思いが得られるよう工夫することも重要である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることも大切である。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育部や生活指導部の講演会や各ホームルームにおいて具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、またいじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。また、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを伝える。

### 第3章 早期発見

#### 1、基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。特にいじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認める事を恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に積極的に多くの生徒と関わり、生徒一人一人の様子に目を配る。

担任や教科担当、クラブ顧問などが互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

## 2、いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年2回実施する。

定期的な教育相談の機会としては、各学期末の3者面談や各担任による個人面談がある。日常の観察として、学級内やクラブ内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びや悪ふざけのように見えるものの気になる行為があった等の情報を教職間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、学校での様子について日頃から連絡を密にしておくことが必要である。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から生徒たちとは良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年や学校全体として共有することも大切である。

(4) 校長や生活指導部長、人権教育部長、学年部長、担任はPTA懇談会や3者面談会等日頃より、「何かあれば気軽に相談して欲しい」または「担任やクラブ顧問に相談しづらい場合には、他の教職員に気軽に相談してください。」などと繰り返すことで、相談体制を広く周知する。また定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については重要な情報として認識し、その対外的な取り扱いについては個人情報保護法に沿って適切に管理する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1、基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有していることが多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な場合もある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2、いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年部長や分掌長に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 校長は事実確認の結果いじめが認知された場合、状況に応じて私学・大学課等の関係機関に報告し対応を相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3、いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。

(2) 状況に応じて、心理・福祉等の専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材の活用も考慮に入れる。

### 4、いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5、いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在である事を理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

体育祭や文化祭、その他学校行事等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

## 6、ネット上でのいじめの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、プロバイダに対する削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携し適切に援助を求める。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

